

町営住宅の入居条件等見直し

平成21年4月

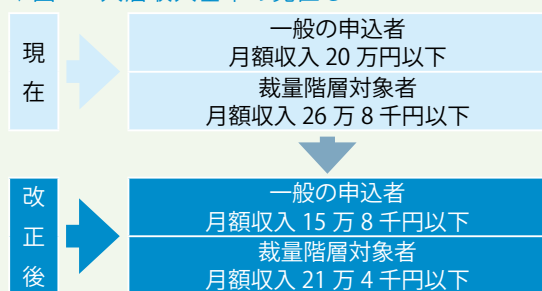
平成21年4月から公営住宅法施行令の一部が改正され、入居できる収入条件や入居後の家賃制度が見直しされます。これは全国的な見直しです。

公営住宅の入居収入基準は、平成8年に設定されましたが、以降10年以上見直されていません。その間に世帯所得の変化や高齢者世帯の増加などに伴い、多くの入居希望者が入居できない状況になっています。そこで住宅困窮者に対し、公営住宅をより公平・的確に供給するために制度の見直しを行うことになりました。

主な改正点は、入居申し込みが可能な収入の上限や家賃制度の見直しです。(図1)
また、公営住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の広さ、建物の経過年数などによって算出されることになっていますが、「①家賃算定基礎額」と「②規模係数」が変更になります。この結果、月額収入が10万4000円以下の世帯では、負担増は生じませんが、

10万4000円を超える世帯では負担が増えることになります。(図2)
経過措置(激変緩和措置)
既に町営住宅に入居されているかたには、急激な家賃の負担増を避けるために施行後5年間で段階的に新家賃になるよう激変緩和の措置を講じます。

▼図1 入居収入基準の見直し



▼図2 家賃制度の見直し

家賃＝①家賃算定基礎額×②規模係数×③市町村立地係数×④経過年数係数×⑤利便性係数

収入階層 I	II . III . IV	V . VI . VII . VIII
月額収入 ～ 12 万 3 千円	月額収入 ～ 20 万円	月額収入 ～ 39 万 7 千円
月額収入 ～ 10 万 4 千円	月額収入 ～ 15 万 8 千円	月額収入 ～ 31 万 3 千円
家賃の変更にし	家賃負担の増	収入超過者

- ①家賃算定基礎額＝月額収入によって決まります
- ②規模係数＝現在 床面積÷70⇒改正後床面積÷65
- ③市町村立地係数＝市町村により決まります
- ④経過年数係数＝住宅の建設初年度を1として、毎年一定の率で減少します
- ⑤利便性係数＝受託の設備や立地条件により「0.7 から1 の範囲」で決まります

月額収入とは
例えば給与所得の場合、所得証明書に記載されている給与所得控除後の「給与所得の額」から「世帯の構成に応じた額」を月額換算したものです。
裁量階層対象者とは
高齢者世帯・障害者世帯・就学前児童がいる世帯などです。

平成 21 年 参観しよう 長島町消防出初め式

平成 21 年長島町消防出初め式を開催します。消防関係者だけでなく、一般のかたがたのご来場をお待ちしています。

平成 21 年 **1 11** 月 **11** 日 (日)

開 会 午前 8 時 30 分

場 所 鷹巣運動場 (雨天時＝総合交流ターミナル施設)

内 容

- ◇町内の小学生、幼稚園児、保育園児の防火・防災ポスター展示
- ◇消防車両、救急車両展示および体験乗車 ◇消防団訓練披露
- ◇消防団表彰 ◇東・長島分遣所の救助技術披露
- ◇放水競技 ◇一斉放水 など

■問い合わせ先

阿久根地区消防組合東分遣所

Tel (86)0119

